平成２２年（フ）第１２６８号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目30番74号
債務者　鹿毛まゆみ（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３５号
東京都立川市羽衣町２丁目28番２号ボブハウス103号
債務者　中森　正明
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４４号
東京都狛江市東和泉１―34―26菊池ビル302号、住民票上の住所青森県八戸市沼館２丁目17番17号コーポ平内Ｂ―10
債務者　角　　秀人
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０７号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―８―405
債務者　村野　由佳（旧姓里見・大矢）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１３号
東京都八王子市本町16番12号ガーデンホーム八王子602号
債務者　大倉　永三
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６３１号
東京都立川市幸町５丁目98番地の１中武コーポ202号
債務者　菅野　きや
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２５３号
横浜市磯子区岡村８丁目17番６―306号
債務者　錦織　　彩
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３号
静岡県浜松市南区渡瀬町173番地
債務者　大原　敏明
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
静岡県浜松市中区住吉３丁目10番15号
債務者　小嶋　正治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　Ｃ３―201号
債務者　山下　康夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　Ｃ３―201号
債務者　山下さみ子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
栃木県栃木市大平町真弓1563番地12
債務者　田中　勇人
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８１８４号
神奈川県横浜市金沢区富岡東４丁目10―５―104
債務者　安藤　良子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１８５号
神奈川県川崎市麻生区岡上71―１　サニーハウスＢ―206
債務者　小西　英範
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１８９号
千葉県袖ケ浦市横田2134―２
債務者　島村富士美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部